

札幌市が条例を制定することによって、下記の点がさらに推進されます。

### ● 子どもの権利の理解促進

子どもとともに、大人も「子どもの権利」を学び、今まで以上に、「子どもの権利」の理解を深めていきます。

このことにより、市民みんなで「子どもの権利」を尊重した取組を行うことが可能になります。

### ● 子どもにやさしいまちづくり

子どもに関する市の施策や事業、地域における様々な取組について、子どもの意見が反映され、参加が配慮されたものとなります。

その結果、子どもの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」が進められます。

### ● 自立した社会性を身につけた大人への成長

子どもは、自ら権利を学び、自分らしく生きいきとした子ども期を過ごすことができます。

そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、他の人の権利も大切に、自立した社会性のある大人へと成長・発達していくことができる環境づくりが進められます。

### ● 権利侵害からの救済

残念ながら、札幌市でも、いじめや虐待などの権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもがいます。

そういった子どものための救済の制度を速やかに設けることによって、権利侵害の迅速で効果的な解決が図られます。